様式第一号の六の四（第二十六条の六の四関係）

（裏面）

注　意　事　項

一　この証によって入院の際に生活療養を受ける場合に支払う生活療養標準負担額は、別に厚生労働大臣が定める減額された額となります。

二　保険医療機関等について入院をするときは、被保険者証とともに必ずこの証をその窓口で渡してください。

三　被保険者の資格がなくなったとき、減額認定の条件に該当しなくなったとき又は生活療養減額認定証の有効期限に至ったときは、遅滞なく、この証を組合に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。

四　この証の表面の記載事項に変更があったときは、十四日以内に、この証を添えて、組合にその旨を届け出てください。

五　不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

（表面）

国民健康保険生活療養標準負担額減額認定証

有効期限　年　月　日
交付年月日　年　月　日

記号		番号	
組合員	住所		
	氏名		男・女
減額対象者	氏名		男・女
	生年月日	年　月　日	
発効期日		年　月　日	
長期入院該当		年　月　日から	保険者印
保険者番号並びに保険者の名称及び印			

様式第一号の六の三の次に次の様式を加える。

備　考

1　この証は、減額対象者1人ごとに作成すること。
2　「有効期限」欄には、この証が無効となる日の前日を記載すること。
3　この証の大きさは、縦128ミリメートル、横91ミリメートルとすること。
4　別途被保険者等に周知することにより、注意事項を省略することができる。